

「議案第69号うるま市総合福祉センター及び安慶名地区改良住宅D棟建設工事（建築）請負契約についての議決内容の一部変更について」及び「議案第70号うるま市総合福祉センター及び安慶名地区改良住宅D棟建設工事（電気）請負契約についての議決内容の一部変更について」に対する付帯決議

本議案は、建築及び電気本工事の木製建具工事、幹線設備工事等における変更、追加等に契約金額を変更する必要が生じたことにより、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する議案であるが、工事完了を目前にしたこの時期に、変更議案を提案したことは行政当局の業務執行上の重大な誤りであり、その責任は大きい。今後再びこのようなことが起こらないよう法令や条例等を順守し、次の事項について強く改善を求める。

1. 今後早急に、危機管理委員会等を立ち上げ、全庁的な管理、監督マニュアルの作成を行うこと。
2. 徹底した再発防止のために、チェック体制の見直し強化を図り、事業執行にあたること。

以上、決議する。

平成20年7月16日

沖縄県うるま市議会

あて先

うるま市長